

## 細民戸別調査票

番 號	第	號	住 所	丁 目	番 地	所 帶 主 ノ 氏 名	調 査 ノ 日	年	月	日	調 査 者
-----	---	---	-----	-----	-----	-------------	---------	---	---	---	-------

### I. 所 帶 ノ 總 員 ニ 關 ス ル 事 項

(1) 氏 名	(2) 所 帶 ニ 於 ケル 地 位	(3) 體 性	(4) 生 年 月	(5) 子 女 ノ 公 生 私 生 ノ 別	(6) 子 女 ノ 現 實 ノ 實 別	(7) 出 生 地	(8) 緣 事 身 分	(9) 不 具 又 ハ 精 神 病	(10) 教 育 程 度	(11) 現 住 カ 非 現 住 カ	(12) 職 業		(13) 一 ヶ 月 中 ノ 平 均 就 業 日 數	(14) 職 業 上 ノ 收 入		(15) 現 健 康 カ 弱 病 カ	(16) 現 罹 病 ノ 爲 メ 休 ム 日 數	(17) 療 病 方 法
											本 業	副 業		本 業 ヲ リ	副 業 ヲ リ			
	所 帶 主	男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否
		男 女	年 月				未 有 喪 離 (法 內)			現 非						健 病	休 否	醫 (施) 賣 否

### II. 所 帶 主 及 其 ノ 配 偶 者 ニ 關 ス ル 事 項

(18) 上 京 ノ 年 月 及 其 ノ 理 由	男	年	月	其 ノ 理 由			
	女	年	月	其 ノ 理 由			
(19) 所 帶 主 ハ 何 故 ニ 現 今 ノ 境 遇 ト ナリ 又 ハ 何 故 ニ 現 今 ノ 境 遇 ニ 居 ル ヤ	父 祖 ノ 代 ヲ リ 自 己 ヲ リ						
(20) 嗜 好	男	飲 酒 (有 無)	喫 煙 (有 無)	女	飲 酒 (有 無)	喫 煙 (有 無)	
	男	其 ノ 屬 ス ル 宗 旨		特 殊 ノ 信 仰	女	其 ノ 屬 ス ル 宗 旨	
(21) 宗 旨 及 信 仰	生 産 回 人		死 産 (流 産) 回	乳 兒 ノ 死 亡 人			
	現 存 兒 人		産 時 産 婆 = 託 否				

### III. 住 居 ニ 關 ス ル 事 項

(23) 家 屋 ノ 構 造	一 戸 建 普 通 長 屋 棟 割 長 屋 共 同 長 屋 平 家 建 二 階 建
(24) 室 數 及 疊 數	室 數 室 (內 二 階 室) 總 疊 數 疊
(25) 床 上 及 床 下 ノ 高 サ	床 上 最 高 尺 最 低 尺 均 一 尺 床 下 尺
(26) 疊 建 具 及 其 ノ 他 ノ 造 作	疊 附 屬 否 建 具 附 屬 否 其 ノ 他 ノ 造 作 附 屬 否
(27) 神 棚 及 佛 壇	神 棚 有 無 佛 壇 有 無
(28) 炊 事 場 及 便 所	炊 事 場 專 用 共 同 便 所 專 用 共 同
(29) 敷 金 又 ハ 前 家 賃	敷 金 有 無 其 ノ 額 前 家 賃
(30) 家 賃	一 ヶ 月 一 日 其 ノ 納 方

### III. 爾 他 ノ 生 活 狀 態 ニ 關 ス ル 事 項

(31) 主 食 物	米 飯 (殘 飯) 麥 飯
(32) 飲 料 水	水 道 水 井 水
(33) 寢 具	所 有 枚 借 リ タ ル モ ノ 枚

(備 考)

同 居 人 無 有 男 人 女 人  
同 居 人 ヲ リ 收 受 ス ル 家 賃 月 額

## 細民戸別調査票記入心得

第一 此調査ニ於テ細民ト稱スルハ東京及大阪兩市ニ在リテハ特殊小學校ニ兒童ヲ入學セシムル資格者及之ニ準スヘキ者ヲ謂ヒ、大略左ノ各項ニ該當スル者ヲ謂フ

(一)所謂細民部落ニ居住スル者

(二)主トシテ雜業又ハ車力其他下級勞働ニ従事スル者

(三)一ヶ月家賃參圓以内ノ家屋ニ居住スル者但シ場所及所帯ノ狀況ニ依リ夫レ以上ノ家賃ヲ拂フモノト雖モ適宜斟酌スヘキコト

(四)所帯主ノ職業上ノ收入月額二十圓以内ノ者但シ場所及所帯ノ狀況ニ依リ夫レ以上ヲ收入スルモノト雖モ適宜斟酌スヘキコト

第二 此調査票ハ細民ノ一所帯毎ノ事實ヲ各一票ニ記入スルコト

經濟ノ關係ヲ異ニスル同居者ハ別個ノ所帯ヲ構フル者ト爲シ、其實ハ借家主ノ調査票ト異ナル調査票ニ記入スルコト

第三 調査票ノ頭部ニハ番號、住所、所帯主ノ氏名、調査日、調査者ノ氏名ヲ記入スルコト

[番號]ハ調査票ノ番號ニシテ調査町毎ニ各調査票ニ一號ヨリ順次之ヲ付シ、其調査町名ヲ冠セシメ、例ヘバ「古石場第五號」「松倉第十號」ト豫メ記入シ置クコト

同居者ノ調査票ニハ番號ノ次ニ「同居」ト記入スルコト

[住所]ハ被調査者ノ住所ヲ記入スルモノニシテ、其丁目番地及號アルモノハ其號ヲモ記入スルコト

[所帯主氏名]ハ即チ調査セラルヘキ所帯主ノ氏名ヲ記入スルモノトス

家主又ハ借家主ト同居スル所帯ニ在リテハ、其家主又ハ借家主ノ氏名ヲ番地又ハ號ノ次ニ「何某方」ト記入スルコト

[調査日]ハ當該所帯ノ調査日ヲ記入スルコト

一日中ニ調査シ了セス二日以上ニ亘リテ調査シタル所帯ニ在リテハ、其旨ヲ備考ニ記入シ、調査日ノ項ニハ調査着手ノ日ヲ記入スルコト

姓名	性別	年齢	職業	調査日	備考
古石場 太郎	男	25	雜業	昭和10年10月1日	
古石場 次郎	男	22	車力	昭和10年10月1日	
古石場 三郎	男	18	無業	昭和10年10月1日	
古石場 四郎	男	15	學生	昭和10年10月1日	
古石場 五郎	男	12	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六郎	男	10	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七郎	男	8	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八郎	男	6	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九郎	男	4	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十郎	男	2	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十一郎	男	1	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 二十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 三十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 四十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 五十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 六十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 七十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 八十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十一郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十二郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十三郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十四郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十五郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十六郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十七郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十八郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 九十九郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	
古石場 一百郎	男	0	兒童	昭和10年10月1日	

[調査者]ハ其氏名ヲ記入スルコト但シ記入ニ代フルニ其認印ヲ押捺シ置クコトヲ得

I 所帯ニ於ケル總員ニ關スル事項

第四 (1)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[氏名]ヲ列記スルコト

第五 (2)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[所帯]ニ於ケル地位ヲ列記スルコト

所帯ニ於ケル地位ハ例ヘハ所帯主其夫又ハ妻父母祖父祖母養父養母長男次男長女次女兄弟姉妹叔伯父叔伯母甥姪長男ノ妻次女ノ婿遠縁者朋友寄食者里子等ト成ルヘク細密ニ記スルコト

經濟ノ關係ヲ異ニセル同棲者ハ此調査ニ於テ所帯ノ一員ト看做スコト

第六 (3)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[體性]ヲ各其當レル文字下ニ線ヲ引キ示スコト

第七 (4)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[生年月]ヲ記入スルコト

生年月ノ記入方ハ明治年間ニ生レタル者ニ在リテハ「明何年何月生」ト記入シ慶應年間ニ生レタル者ニ在リテハ「慶何年何月生」ト記入シ其他元治元年生レバ「元」字ヲ文久年間生レバ「文」字ヲ萬延元年生レバ「萬」字ヲ安政年間生レバ「安」字ヲ嘉永年間生レバ「嘉」字ヲ弘化年間生レバ「弘」字ヲ天保年間生レバ「天」字ヲ文政年間生レバ「政」字ヲ冠シ記入スルコト

生月不詳ノ者ニ在リテハ「月」字ノ前ニ「不」字ヲ記入シ生年月不詳ノ者ニ在リテハ其年齢ヲ推定シ「年」字ノ前ニ例ヘハ「推二十五」又ハ「推六十八」等ト記入スルコト

第八 (5)ノ項ニハ[子女ノ公生私生別]ヲ記入スルコト

此調査ニ於テハ嫡出子ヲ公生トシ庶子私生子ヲ私生トス又内縁ノ夫妻間ニ生レタル子女ハ之ヲ私生中ニ包含セシムルコト

公生私生ノ記入ハ單ニ「公」又ハ「私」ト記スルニ止ムルコト

第九 (6)ノ項ニハ[子女ノ現父母ノ實繼養別]ヲ實父母實父繼母繼父實母養父母ニ別チ記入スルコト尙ホ連子ノ場合ハ夫ノ連子ハ實父繼母妻ノ連子ハ繼父實母ノ中ニ入ルコト

第十 (7)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ(出生地)ヲ記入スルコト

出生地名ハ成ルヘク市街地ト郡村トヲ明示シ得ラル、ヤウ例ヘハ「横濱」「信州上田」「越後長岡」「房州磯村」「伊豆下田在」「埼玉縣吹上村」「茨城大子町」等ノ如ク記入スルコト

第十一 (8)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ縁事身分ヲ各當レル文字下ニ線ヲ引キ示スコト、即チ未婚者ナルトキハ「未」字下ニ、有配偶者ナルトキハ「有」字下ニ、鰥寡者ナルトキハ「喪」字下ニ、離婚ノ獨身者ナルトキハ「離」字下ニ線ヲ引クコト

此調査ニ於テハ内縁ノ夫又ハ妻アル者ヲモ有配偶者ト看做シ内縁夫妻ノ離別シタル者ヲモ離婚ノ獨身者ト看做シ内縁夫妻ノ何レカ一方死亡シタル獨身者ヲモ鰥寡ト看做スコト

未婚以外ノ縁事カ法律上ノ手續ヲ經タルモノナルトキハ括弧内「法」字下ニ、内縁ナルトキハ括弧内「内」字下ニ線ヲ引キテ之ヲ示スコト、縁事身分不詳ノ者ニアリテハ此項ノ餘白ニ「不詳」ト記入スルコト

第十二 (9)ノ項ニハ[不具又ハ精神病]ノ事實ヲ記入スルコト

此調査ニ於テ不具者ト稱スルハ兩眼盲セル者、聾啞者、一肢以上ヲ失ヒタル者ヲ云フ、兩眼盲セル者ハ「盲」ト記入シ聾啞者ハ「聾」又ハ「啞」若クハ「聾啞」ト記入シ、一肢以上ヲ失ヒタル者ハ「右手亡」「左手亡」「兩手亡」「右足亡」「左足亡」「兩足亡」等ト記入スルコト

精神病者ナルヤ否ヤハ調査者ノ認定ニ依ルコト、精神病ハ白痴痴呆ト瘋癲トニ分チ白痴痴呆ハ之ヲ「呆」ト記入シ瘋癲者ハ之ヲ「狂」ト記入スルコト

不具者ニシテ精神病者ナルトキハ例ヘハ「右手亡呆」又ハ「盲狂」等ノ如ク記入スルコト

第十三 (10)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[教育ノ程度]ヲ記入スルコト

教育ノ程度ハ假名ヲ讀ミ得ルヤ否ヤニ別チ「讀」又ハ「否」字ヲ記入シ、尙十五歳以下ノ者ニ對シテハ就學シタルヤ否ヤニ別チ「就」又ハ「不」字ヲ附記シテ示スコト

第十四 (11)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ[現住ナルカ 現住ナルカ]ノ

第1  
第  
第  
第

別ヲ「現」字又ハ「非」字ノ下ニ線ヲ引キテ示スコト

行商及出稼人等ノ如キ不在者ハ非現住者ト看做ス

第十五 (12)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ノ〔職業〕ヲ本業副業共ニ記入スルコト

此調査ニ於テハ二以上ノ職業アル者ニ於テ本業副業ノ認定ハ本業ハ何ナリヤトノ問ニ對シ最初ニ答ヘタル職業ヲ本業トシ、其他ノ職業ヲ副業ト爲スコト

副業ト稱スルハ一定ノ本業アル者ノ兼テ執ル職業ヲ謂フ、但シ臨時ノ勞役等ハ副業ト看做サ、ルコト

二以上ノ副業アル者ハ之ヲ列記スルコト

職業ノ記載ハ成ルヘク細密ニ其職業上ノ地位ヲモ明カニシ得ルヤウ記入スルコト例ヘハ人力車挽ナルトキハ自有人力車挽、借人力車挽、宿車挽子、自用車挽子等ニ別チ記入シ鍛冶職ナルトキハ自宅鍛冶職、通勤鍛冶職、鍛冶手間取等ニ別チ記入スルコト

非現住者ニ於テモ其職業アル者ハ之ヲ記入スルコト

例ヘハ「僕」「婢」「徒弟」「酌婦」「藝妓」「娼妓」等ノ如シ、其不詳ナルモノハ不詳ト記入スルコト

副業ナキ者ニ在リテハ其欄ニ「ナシ」ト記入シ、職業ナキ者ニ在リテハ本業、副業ノ兩欄共ニ「ナシ」ト記入スルコト

第十六 (13)ノ項ニハ〔一ケ月中ノ平均就業日數〕ヲ最近ノ事實ニ依リ各有業者ノ當該欄ニ記入スルコト

本業ト副業トヲ有スル者ニ在リテハ本業ノ就業日數ノミヲ記入スルコト

非現住者ニ於テハ此項ノ記載ヲ要セス

第十七 (14)ノ項ニハ〔職業上ノ收入〕ヲ本業ヨリノ收入ト、副業ヨリノ收入トニ別チ、各有業者ノ當該欄ニ記入スルコト

收入ノ日額ヲ記入スルトキハ「日」字ヲ冠シ、月額ヲ記入スルトキハ「月」字ヲ冠シ記入スルコト

本業ト副業トヲ有スル者ニシテ其收入ヲ分テ能ハサルモノハ本業ノ

收入欄ニ「計」字ヲ冠シ之ヲ記入スルコト

非現住者ニ於テハ此項ノ記載ヲ要セス

第十八 (15)ノ項ニハ所帯ニ於ケル總員ハ〔現ニ健康ナルカ罹病ナルカ〕ノ別ヲ「健」又ハ「病」字下ニ線ヲ引キテ示スコト

但シ非現住者ハ此項ノ記載ヲ要セス

健康ナルカ罹病ナルカノ別ハ被調査者ノ申告ト調査者ノ認定トニ依ル

第十九 (16)ノ項ニハ罹病者ハ〔現ニ罹病ノ爲休業シ居ル〕カ否カラ「休」字又ハ「否」字下ニ線ヲ引キテ示スコト

但シ非現住者ハ此項ノ記載ヲ要セス

休業ト否トノ別ハ被調査者ノ申告ト調査者ノ認定トニ依ル

第二十 (17)ノ項ニハ罹病者ノ〔療病ノ方法〕ヲ當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト、即チ醫治ヲ乞ヒツ、アル者ハ「醫」字下ニ、其醫治カ施療ナルトキハ「施」字下ニ、又賣藥ニ治ヲ託シ居ルトキハ「賣」字下ニ、全ク治療ヲ施サ、ルトキハ「否」字下ニ線ヲ引キテ示スコト、其施療ノ方法等複雑ノ記載ヲ要スルトキハ之ヲ備考ニ記入スルコト

醫治ヲ乞ヒツ、傍ヲ賣藥ヲ服用スル者ハ、之ヲ醫治ヲ乞フ者ニ編入スルコト

非現住者ニ於テハ此項ノ記載ヲ要セス

II 所帯主及其配偶者ニ關スル事項

第二十一 (18)ノ項ニハ東京市(大阪ニ在リテハ大阪市)以外ニ於テ生レタル所帯主及其配偶者ノ男女カ初メテ上京(大阪ニアリテハ上阪ノ意)シタル年月及其理由ヲ記入スルコト、如何ニ市部ト近接スル場所ナリトモ郡部ノ者ナルトキハ上京(上阪)ト看做シテ記入スルヲ要ス

第二十二 (19)ノ項ニハ〔所帯主ハ何故ニ現今ノ境遇ト爲リ、又ハ何故ニ現今ノ境遇ニ居ルヤ〕ノ問ニ對シ、所帯主ノ爲セル答ノ事由ヲ成ルヘク詳密ニ列記スルコト

先ツ現今ノ境遇ト爲リタルハ「父祖ノ代ヨリ」カ「自己ヨリ」カニ就テ當レル文字下ニ線ヲ引キテ示シ、其自己ノ代ヨリナル者ニハ現今ノ境遇ト

ナリ、又此境遇ヲ脱シ能ハサル事由ヲ聞キ、例ヘハ「商業ニ失敗シ手職ヲ有セス、家族多ク、自己病身、又ハ賭博ヲ好ミ、放蕩ヲ爲シ、火災ニ遇フ、又ハ「家族多ク、屢水害ニ遇ヒ稼人死亡、物價騰貴等ノ如ク列記スルコト

第二十三 (20)ノ項ニハ所帯主及其配偶者ノ男女ノ飲酒、又ハ喫烟ノ〔嗜好〕ニ就テ其有無ヲ、男女各當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

第二十四 (21)ノ項ニハ所帯主及其配偶者ノ男女ノ屬スル〔宗旨及特殊ノ信仰〕ヲ記入スルコト

宗旨ハ汎稱ニ依ラス宗派別ヲ例ヘハ日蓮宗、眞宗、淨土宗等ト記入スルコト

特殊ノ信仰ハ其屬スル宗旨ノ如何ニ拘ラス主トシテ尊信スルモノ、例ヘハ「不動」「稻荷」「帝釋天」等ノ如ク記入スルコト

第二十五 (22)ノ項ニハ所帯主又ハ其配偶者ノ女ノ既往ニ溯リ〔産及生兒〕ニ關スル事實ヲ記入スルコト、即チ生産シタルコト幾回ニシテ幾人ナルカ、死産〔又ハ流産〕シタルコト幾回ナルカ、其生兒中現在兒數幾人ナルカヲ記入スルコト

乳兒死亡數ハ誕生日前ニ死亡シタル者ノ數ヲ其相當欄ニ記入スルコト

最近産時ニ於テ取扱ヲ産婆ニ「託」シタルカ「否」カヲ當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

### III 居住ニ關スル事項

第二十六 (23)ノ項ニハ〔家屋ノ構造〕ヲ一戸建、普通長屋、棟割長屋、共同長屋ニ別テ其當レル文字下ニ線ヲ引キテ示シ、次ニ平家建ナルカ、二階家建ナルカ、是亦當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト、若シ票中ニ印刷シアル文字ヲ以テ示シ能ハサル構造ナルトキハ、此項ノ餘白又ハ備考ニ其旨ヲ記入スルコト

第二十七 (24)ノ項ニハ〔室數及疊數〕ヲ記入スルコト

疊ヲ用ヒサル室ニ於テハ一坪ヲ二疊ト看做シ計算スルコト

室ハ澳又ハ障子ノ建附ナキモ、鴨居數居等ノ備ヘアレハ之ヲ別室ト看做スコト

疊ヲ敷クヘキ個所ニシテ之ヲ敷カサル場合アルトキハ現ニ敷キ居ル疊敷ヲ備考ニ記スルコト、又疊ニ代フルニ蓆其他ヲ敷ケルモノハ其品類ヲ備考ニ記スルコト

第二十八 (25)ノ項ニハ〔床上及床下ノ高サ〕ヲ記入スルコト

床上ノ高サトハ室内床上ヨリ天井迄ノ高ヲ謂ヒ、天井無キ家屋ニ於テハ屋根裏迄ノ高サヲ謂フ

床上ノ高サニ高低アルトキハ其最高ト最低トヲ記入シ、高低ナキトキハ平均ノ高サ(均一)ヲ記入スルコト

床下ノ高サハ居室ノ床ト地面トノ距離ヲ概記スルコト

第二十九 (26)ノ項ニハ家屋ニ〔疊、建具、其他ノ造作〕ハ附屬シアルヤ否ヤヲ各其當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

第三十 (27)ノ項ニハ〔神棚及佛壇〕ノ有無ヲ各其當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

但シ何等カ神符アラハ之ヲ神棚アリトシ、位牌ヲ置クモノアラハ之ヲ佛壇アリト看做スヘキコト

第三十一 (28)ノ項ニハ〔炊事場及便所〕ハ一所帯ノ専用ノモノナルカ又ハ共同ノモノナルカ、各其當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

### III 住居ニ關スル事項

第三十二 (29)ノ項ニハ〔敷金又ハ前家賃〕ノ事實ヲ當レル文字下ニ線ヲ引キテ示シ敷金有ルモノニ在リテハ其額ヲ記入スルコト

敷金ニ關シ特別ノ規約アルモノハ其規約ノ概略ヲ備考ニ記入スルコト

第三十三 (30)ノ項ニハ〔家賃〕ノ額及其納方ヲ記入スルコト、家賃ノ額ノ日極メナルモノハ其日額ヲ、月極メナルモノハ其月額ヲ記入スルコト、家賃ノ納入ニ關シ特殊ノ獎勵方法アルモノハ其概略ヲ備考ニ記入スルコト

第三十四 (31)ノ項ニハ家庭ニ於ケル〔主食物〕ハ米飯ナルヤ、麥飯ナルヤ又ハ米飯ノ殘飯ナルヤノ別ヲ、其當レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト、票中ニ印刷シアル文字ヲ以テ示シ能ハサル主物ヲ攝ル者ニ在リテハ

餘白ニ其品名ヲ記入スルコト

第三十五 (32)ノ項ニハ〔飲料水〕ハ水道水ナルヤ井水ナルヤノ別ヲ其當  
レル文字下ニ線ヲ引キテ示スコト

水道水ト井水トヲ併用スル者ニ於テハ兩者ニ線ヲ引キ水道水井水以  
外ノ水ヲ飲用スル者ニ於テハ餘白ニ其名稱ヲ記入スルコト

第三十六 (33)ノ項ニハ〔寢具〕ノ所有枚數及借用シタル枚數ヲ記入スル  
コト

蚊帳ハ寢具ノ枚數中ニ加ヘサルコト

第三十七 同居人(經濟ノ關係ヲ異ニスル)ノ有無ヲ備考欄ノ印刷シアル  
文字下ニ線ヲ引キテ示シ有ルモノニ於テハ其男女別人員ヲ記入シ男  
女何レカ一方ノ無キトキハ其無キ方ニ「ナシ」ト記入スコト

同居人ヨリ收受スル家賃〔間代〕ノ月額ヲ記入スルコト

第三十八 以上各項ノ記載ニシテ詳細ヲ要スルモノ又ハ異例ニ屬スル  
モノハ之ヲ備考欄ニ記入スルコト

備考欄ノ記入ニハ必ス各項ノ番號ヲ付スルコト

Y265
14

大正三年三月二十七日印刷

大正三年三月三十日發行

# 内務省地方局

東京市京橋區高代町四番地

印刷者 高島幸三郎

東京市京橋區高代町四番地

印刷所 高島活版所